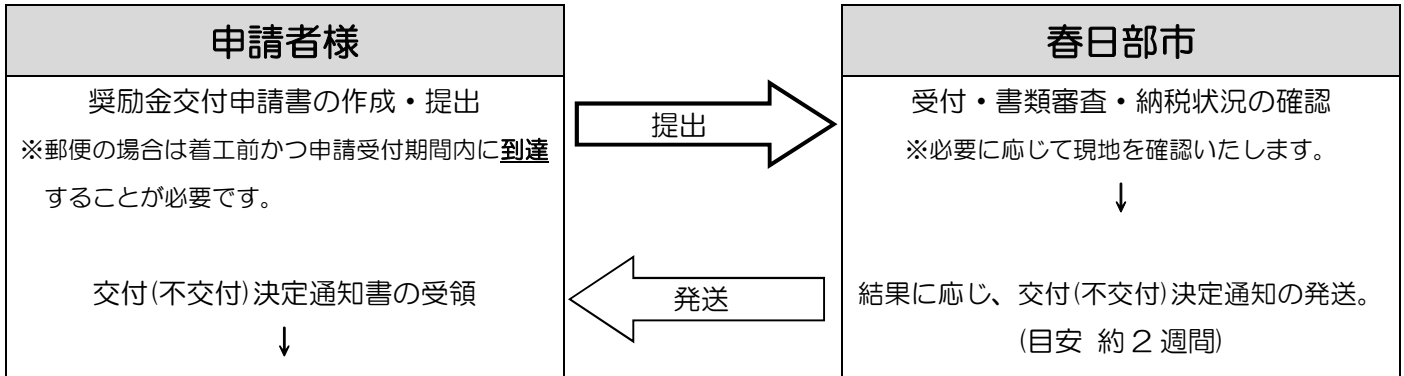


# 令和5年度春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業

○手続きの流れ(詳細) ★事前申請のため、必ず工事着工前に申請して下さい。

**申請受付期間：令和5年4月3日(月)～12月28日(木)まで**

- ・工事着工前、事前申請のみ受付します。設備設置工事着工後、設備設置後の申請は受付できません。
- ・必要書類は全てそろえて提出して下さい。書類不備等がある場合は受付できません。
- ・予算の範囲内での実施のため、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。



**「交付決定通知書」をお持ちいただいても、奨励金の交付はできません。**

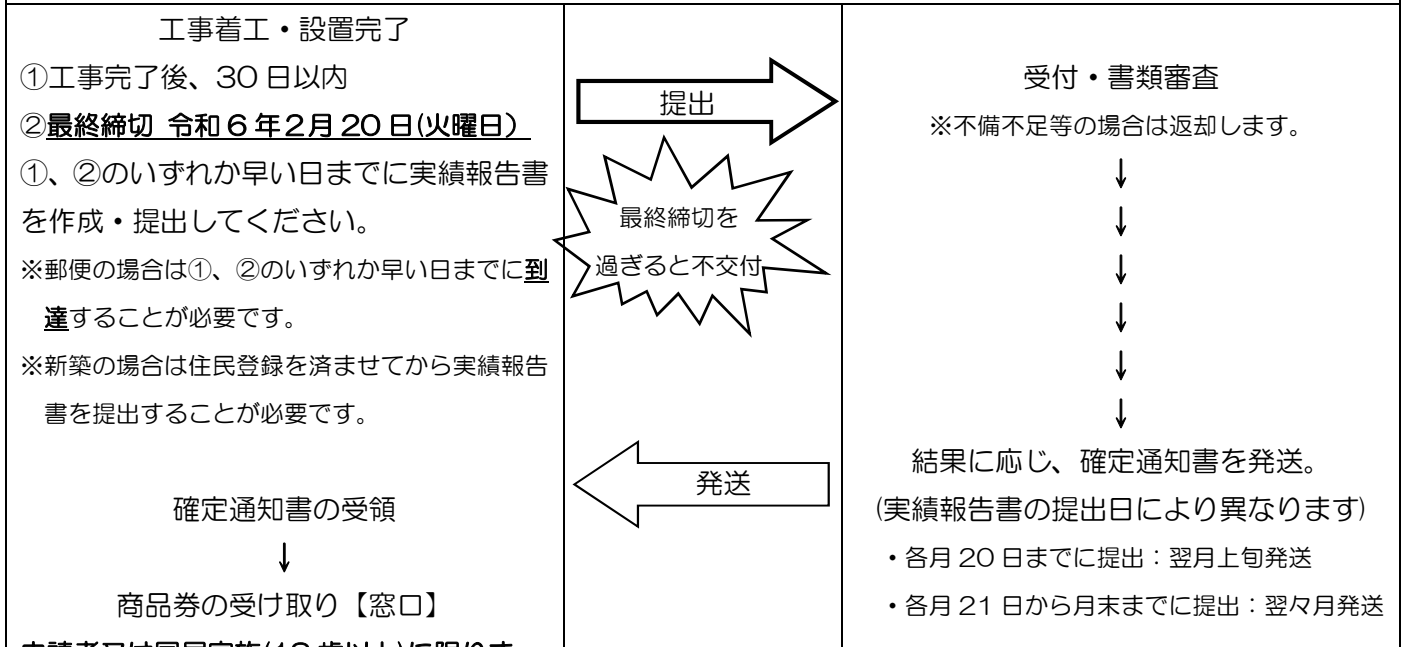
設備設置後、実績報告書の提出を行い「**確定通知書**」を受領してから窓口までお越しください。

・次のような変更が生じた場合、工事着工前に「変更承認申請書・決定通知書(写)」を提出して下さい。

1. 設置予定機器(形式や型名等)に変更が生じた等、補助対象設備の設置に係る計画を変更したとき
2. 太陽電池モジュールの設置枚数、モジュールの出力に変更が生じたとき

**※変更内容により交付決定額を増額または減額する場合があります。なお、予算に達した場合は増額としない場合があります。**

・工事を取りやめる場合は「任意様式の中止届」(交付決定通知前)、「取下書」(交付決定通知後)を提出して下さい。



**申請者又は同居家族(18歳以上)に限りま**  
**す。**確定通知書・本人確認書類・申請者本人以外の場合は委任状をお持ちになり来庁して下さい。

※委任状は確定通知書発送時に同封します。

【お問合せ】

〒344-0067 埼玉県春日部市中央六丁目6番地11

春日部市役所第3別館 環境政策課

電話：048-736-1111 内線：7715

メール：kankyo@city.kasukabe.lg.jp